

鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金のご案内

◆給付金の概要

鈴鹿市では、新型コロナウイルス感染症により、経済活動が縮小する中で影響を受けている中小企業・小規模事業者、個人事業主の方に対し、家賃相当分を給付することにより、継続して事業に取り組めるよう支援します。

◆対象となる方（次の要件すべてを満たす方）

- ①市内で事業を営んでいる方で、かつ、市内で事業所等を賃借している方（市内に主たる事業所または従たる事業所を有する方）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により事業継続のための融資を受けた方

【対象となる融資例（令和2年1月29日以降に実行された融資が対象）】

- ・三重県中小企業融資制度
「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」「各種セーフティネット資金」ほか
- ・日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」ほか
- ・商工組合中央金庫「危機対応融資」

◆給付対象となる家賃等

市内で事業用に使用している物件の家賃等（テナント料・地代等）

◆支給額

1事業者に対し家賃等の最大3か月分（上限20万円）

◆申請方法

- (1) 申請期間 令和2年5月18日（月）から受付開始
- (2) 申請書類 市ホームページからダウンロードして入手できます。
※申請書類を郵送させていただくこともできます。
- (3) 申請方法 郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。）
※簡易書留郵便等のご利用をおすすめします。
- (4) 郵送先 〒513-8701
鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市役所産業政策課（家賃等給付金担当）行き

※詳細は、「[鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金 申請受付要項](#)」をご確認ください。

◆問合せ先

鈴鹿市役所産業政策課 電話059-382-9220
（平日の午前9時から午後5時まで）

※当該給付金は、国等の家賃補助事業の実施により変更する場合があります。

